

令和2年 教育委員会第18回定例会 会議録

日時 令和2年10月27日（火）

午後3時00分～午後3時48分

場所 教育委員会室

議事日程

第1 報告

【指導課】

(1) 特別区人事委員会勧告について

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（9月末）

【文化振興課】

(1) 区立図書館の貸出施設収容率及び閲覧席削減の緩和について

第2 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（11月5日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	清水 章
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
子ども施設課長事務取扱 子ども部参事	小池 正敏
学務課長	小原 佳彦
指導課長	佐藤 友信
統括指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

書記（3名）

総務係長	江口 友規
総務係員	橋本 悠
総務係員	濱本 美那

金丸教育長職務代理者

開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。

ただいまから、令和2年教育委員会 第18回定例会を開会します。本日、教育委員の欠席はありません。今回の署名委員は、中川委員をお願いします。

子ども総務課長

教育長職務代理者、議事に入る前にご説明事項がございます。よろしいでしょうか。

金丸教育長職務代理者

はい、お願いします。

子ども総務課長

お時間を頂きまして、ありがとうございます。本日、教育委員会の会議から、金丸委員が教育長職務代理者として会議を主催していくこととなりますが、事務局からこのことの詳細をご説明したいと思います。

まず、10月13日の教育委員会の会議におきまして、前教育長の坂田教育長から、教育長職務代理者を金丸委員にする指名がありました。そして、同日をもってその旨の告示を行いました。

その後、坂田前教育長の任期が10月18日で満了となりましたが、後任の教育長は選任されておらず、現在は空席という状況でございます。

教育長が空席の状態、法律用語で言いますと、教育長が欠けた状態となりますが、こういった状態の場合は、教育長職務代理者が教育長の本来の職務権限を一手に引き受けることとなります。しかし、教育委員さんは非常勤の職であり、常勤の職員としてその任に当たっていた坂田前教育長が担っていた職務の全てを執り行うことは、現実に不可能でございます。

こういった状況になることを地方教育行政法ではあらかじめ想定しておりまして、その際には事務職の職員にその職務を委任することが認められてございます。この法律の規定を根拠として、教育長職務代理者が担った職務権限の一部を、事務局の部長、清水子ども部長に委任することとなりました。

ここで、改めて教育長の職務は具体的に何かということを申し上げます。大きく3つございます。1つ目は教育委員会の会議を主催すること、2つ目は教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどること、3つ目、事務局の職員を指揮監督すること、この3つでございます。

この2つ目と3つ目、具体的にその内容を申し上げますと、事案の決定の決裁権者として日々の文書の決裁を行うであるとか、所属職員への職務命令を行うといったことがこのことに該当いたします。この2つの職務権限につきまして、坂田前教育長の任期満了日の翌日である10月19日に、教育長職務代理者である金丸委員から清水子ども部長へ委任がございましたので、この2つの部分につきまして、今後は清水部長が担うことになっていきます。

金丸委員は、今後、教育長職務代理者として、教育委員会の会議を主催する職務を担っていただきます。

会議を主催するとは、具体的には開会の宣言、閉会の宣言、傍聴の許可、議案で賛成、反対が同数となったときの採決権の行使のほか、議事の中断宣言、これは休憩の開始と終了の宣言のことでございますが、こういった内容となっております。

金丸委員におかれましては、ただでさえご多忙な中、教育委員としての活動に加え、教育長職務代理者としての職務が増えることとなりますので、事務局としても大変心苦しいのですが、お願いさせていただくこととなりました。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

今説明のありましたような経緯で、私が職務代理者として、この教育委員会のいわゆる議長としての職務をさせていただきます。力が足りませんが、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

金丸教育長職務代理者

◎日程第1 報告

指導課

- (1) 特別区人事委員会勧告について
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（9月末）

文化振興課

- (1) 区立図書館の貸出施設収容率及び閲覧席削減の緩和について

金丸教育長職務代理者

それでは、早速議案に入っていきたいと思います。

日程第1、報告でございますけれども、本日は文化振興課長に出席していただいておりますので、最初に文化振興課のほうの報告事項から進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、区立図書館の貸出施設収容率及び閲覧席削減の緩和について、文化振興課長、ご報告をよろしくお願いいたします。

文化振興課長

はい。文化振興課長です。

それでは、お手元配付の「区立図書館の貸施設収容率及び閲覧席削減の緩和について」をご覧いただきたいと思います。ご報告申し上げます。

区立図書館においては、4月8日の新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、5月31日まで閉館しておりましたが、6月1日より段階的にサービスを再開しているところでございます。

現在、貸施設においては定員の50%以内でのご利用、閲覧席については席数を5割以下に削減してご利用いただいているところでございます。

9月19日付で、国において、5,000人以下のイベント、劇場、ホールなどの参加人数等制限の緩和が決定され、区においても10月2日付で施設感染予防ガイドラインの一部改定による人数制限の緩和を踏まえ、11月1日から11月30日の期間、区立図書館の利用制限について緩和をするものでございます。

内容といたしましては、貸施設、ご覧のとおり大声での歓声・声援等がないイベント、講演、講習等につきましては、定員の100%以内の利用を可能といたします。引き続き、大声での歓声等が想定されるものについては、50%以内の利用とさせていただきます。注釈がございますが、親子向けイベントなども定員の50%以内の利用とさせていただきます。

次に、閲覧席、現在5割以下に削減しておりますが、アクリル板等を設置し、7割程度に席を増やすことといたします。利用時間につきましては、引き続き長期滞留による感染リスクを避けるため、2時間以内の利用のご協力を来館者の方にはお願いしてまいります。

引き続き、図書館における感染防止対策につきましては、最後に記載させていただいておりますが、ご覧のような対策をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

なお、おはなし会や図書館が開催するイベント等につきましても、引き続き感染予防対策を十分に講じながら実施してまいります。

12月以降の対応につきましては、また国の方針が示された後、区として決定をした上で、ご利用者や区民の皆様にはお知らせをしてみたいと考えております。

報告は以上でございます。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまの文化振興課長からのご報告について、ご質問もしくはご意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

俣野委員。

俣野委員

閲覧席のところで、利用時間は引き続き2時間以内にすると思いますけれども、これは入館のときに、この来館日時という入館票を出すということなのですけれども、その2時間の規定に到達したときの運用方法というのは、どんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

金丸教育長職務代理者

どうぞ。

文化振興課長

ただいまのご質問ですが、これはあくまでも要請、協力をお願いござい

まして、実は入館のとき入館票に入館時間を書いていただいておりますが、呼びかけやアナウンスはあくまでもご利用者の方に注意喚起を促すということでございまして、そういったチェックまではしていないのが実情でございます。よろしく申し上げます。

俣野委員　　そうしますと、これから受験シーズンになって、結構、受験生などは図書館で勉強をしているということがありますよね。その辺はある程度、一応注意はするけれども、長時間になってもそれほど綿密にというようなことはないということ。

文化振興課長　　はい。ご指摘のとおり、やはり学生さんは、お勉強でどうしても時間が長くなりがちという傾向はございます。そういったときに、図書館のスタッフも、単に長時間になったからという注意喚起だけではなくて、例えば休憩を取りましょうといった呼びかけをするなど、学生さんに限らずですが、利用者の方に寄り添った対応を取るように、区としても、現場のほうにお願いしてまいりますので、よろしく願いいたします。

俣野委員　　ひとつよろしく願いいたします、その辺。

金丸教育長職務代理者　　ほかには何か。よろしいですか。

(なし)

金丸教育長職務代理者　　それでは、ほかにはないようですので、この件につきましては以上とさせていただきます。文化振興課長さん、どうもご苦労さまでした。

文化振興課長　　ありがとうございました。

金丸教育長職務代理者　　それでは、続きまして、特別区人事委員会勧告について、指導課長からご報告をお願いしたいと思います。

指導課長　　それでは、令和2年特別区人事委員会勧告についてご報告をさせていただきます。

特別区人事委員会は、令和2年10月23日の金曜日、特別区職員の給与について、23区議会及び23区長に対して報告及び勧告を行いました。

1番、本年度における民間給与の調査でございます。こちらのほうは、例年とは異なる方法で調査を実施しております。例年の民間給与の実態調査は、特別区人事委員会の職員が民間事業所を訪問いたしまして、月例給と特別給について一括して調査を実施しているところでございました。しかしながら、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を考慮いたしまして、6月29日から7月31日までの間、訪問によらず通信等の方法を用いて特別給の調査を実施した次第でございます。月例給の調査は、感染予防の対策が取られた上で、8月17日から9月30日までの間で実施されております。

2番、特別給改定の内容でございます。10月23日の勧告では、特別給、いわゆるボーナスについてのみ勧告がされました。内容は、民間における特別給の支給状況を勘案いたしまして、年間の支給月数を0.05月引き下げ、12月の期末手当から差し引くとしたものでございます。これにより、職員の平均年間給与は約2万円の減となります。なお、月例給につきましては、別途必要な報告・勧告が行われる予定でございます。

3、実施時期につきましては、改正条例の公布の日となっております。

4番、給与制度における課題でございます。期末手当の支給月数の配分につきましては、国は6月期と12月期の2回といたしまして、その支給月数を等分になるように配分をしているところです。勧告では、特別区においても国や他の地方公共団体の状況を考慮して、現行3回の支給回数も含め見直しをすることは必要であると考えているところでございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、この給与勧告を受けまして、給与改定に向けて、区長会と特別区職員労働組合連合会及び東京清掃労働組合との間で給与改定交渉が行われ、その交渉結果を踏まえ、区議会第4回定例会において給与条例の一部改正を提案する予定でございます。

報告は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ただいまのご報告を受けて、ご質問とかご意見がありましたら、どうぞおっしゃってください。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員

今これは指導課からのご報告ということなのですが、ここで言う職員というのは区採用の教職員ということでしょうか。

金丸教育長職務代理者

どうぞ。

指導課長

幼稚園職員という形になります。

長崎委員

ありがとうございます。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かございますでしょうか。

これからの流れをお聞きしますけれど、もう一度確認しますが、これを受けて、労働組合というのですかね、と職員組合と区長会が話し合いをして、それを受けて条例がつくられて、その後の施行だと、こういうことでよろしいのでしょうか。

指導課長

さようでございます。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

なければ、この点については、ご報告ですので、これで終わりとさせていただきます。

続きまして、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告について、指導課長、よろしくお願いたします。

指導課長

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の状況、9月末の段階でのものを報告させていただきます。

いじめにつきましては幾つか事例が増えているところでございます。記載のとおりでございます。案件といたしましては、物が隠されたり、冷やかしがあつたりといったようなものでございますので、学校のほうとしては即時対応しまして、経過を観察しているというところでございます。

次に不登校者数ですが、今月は小学校のほうでプラス5名、中学校のほうでプラス8名という形で増えてきております。こちらに関しましては、通常

登校が6月から始まり、学校が正式に運用し出したことに伴って、なかなか今まで出てこなかった、規定となる30日以上欠席している子どもたちの数が、ここに来て、少し出てきたかというところです。

そこを昨年度の6月から3か月たったところの不登校の子ども数と比べたところ、昨年度よりはまだ少ないというような状況にございますが、新型コロナウイルスに伴っての出欠につきましては、小まめにこちらのほうも定期的に確認をし、学校から丁寧に連絡することを行っておりますので、今月はこのように増えた傾向が出ましたが、引き続き学校と連携をしながら、注意喚起及び家庭との連携に努めてまいり所存でございます。

最後に適応指導教室利用者数ですが、またこの月で1名増えまして、計7名という形になっております。様々な工夫をしながら、不登校状況にある子どもたちを、家庭との連携により、教室運営によって様々な学びの刺激を与えながら運営をしているところでございます。

ご報告は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございました。

ただいまのご報告を受けて、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

長 崎 委 員

長崎委員。

6年生がプラス5というのが、ちょっと多く見えてしまうのですが、この内訳というか、どういった格好に。どういうことで不登校になっているのかというのは、分かりますでしょうか。

金丸教育長職務代理者
指 導 課 長

お願いします。

こちらにつきましては、昨年度一番多かったのが5年生で、少々ほかの数よりも抜けていたところが当初からありました。ですので、今年度も注意をして見ていたところではございます。内容につきまして、学校名等を挙げるのは差し控えさせていただきたいのですが、傾向としましては、家庭の中の不安定さが出ている傾向が非常に強いというふうに出ております。何かしら不安感を抱いているということでございます。

コロナ禍の影響はあるのかということについてはまた別途聞き取っておりますので、この数の中に明確に出ているわけではありません。やはり一番は、昨年度からの持ち上がりで、少しまだ復帰まで至っていないところでございます。

ただ、ここ最近、このコロナ禍を経て、学校と家庭が例えばオンライン、Teamsのようなもので結びつくことが可能な状況を作り出しておりますので、学校ではそういったTeams等も活用しながら、時々対面で担任と会うことができるといったような対応も行っているところでございます。

金丸教育長職務代理者

ほかには何かございますか。

中 川 委 員

中川委員。

やはりコロナでどう影響が出てくるかというのが気になるところなのですが、これを見る限りは、あまりコロナの影響は見えてきてはいないと

ということですが、その辺に対しては細かく聞き取りをしているというふうにおっしゃっていました。千代田区の場合はあまり影響を受けていなかったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

指導課長

3月に学校に行けなくなるような状況が発生して以来のことになりますので、簡単には、影響はなかったということは言いづらい状況であります。というのも、最近になって、少し、こうやって数が増えてきたということは、やはり何かしら周りの社会的な不安から、家庭も含めた不安へつながっている要素はあるだろうと推察はしているところでございます。

ただ、教育委員の先生方とも学校を回らせていただいておりますが、子どもたちも例年より頑張ろうというような気持ちが見えること、それはやはり学校と、学校のある意味では価値といいますか、そういったものが子どもたちの中、家庭の中にあることが改めて確認されたり、教員のほうもやはり子どもたちがあっての自分なのだということで、何かできることはないかと一生懸命努力をしている。例えば宿泊の代替をどこにするかということも、学校の教員が管理職と一緒に子どもたちのためにと考えているような努力、そういったものが、ある意味では、よい方向に出ている部分もあるだろうというふうに想像はしています。ただし、頑張っているということがずっと緊張感を持って続いておりますので、それは注意深くやはり見ていく必要があるだろうということは、こちらも考えておまして、そこはやはり心のケアに関しては、都からの通知もありますし、私たちからも学校のほうにはお伝えをして見ているところではあります。引き続き気に留めてまいります。

中川委員

学校訪問をさせていただくと、本当に先生方もしっかりやってくさっているし、子どもたちを見ても、ああ、千代田区の子はすごいというふうに思ったりするのですけれども、やはり今おっしゃったように、どこかでひずみというか、緊張の糸が切れてしまうみたいなことが出たら困ると思っています。それは子どももそうだし、先生方もそうなので、やはり私たちも含めて、いろいろ様子を見て応援していかなければいけないということを改めて感じました。

指導課長

ありがとうございます。そのような心の支援、言葉の支援が頂けることは本当にありがたいというところでございます。指導課といたしましても、また教育委員会としましても、学校のそういった円滑な運営、そして安全面、衛生面に配慮したところに関しましては、指導課だけではなく、横のつながりをもって対応しているというふうに考えておりますので、引き続き、子どもたちの緊張の糸が切れてしまうといったことがないように、そして教えている教員、学校の先生がしっかりと、継続して、充実した教育活動を続けられるように支援をしてまいりたいと思います。

金丸教育長職務代理者

はい。ほかには。

では、私から1点だけ。いじめの報告数と不登校の数の増減を見ると、総計で言えば、いじめのほうはプラス2ですか、そして不登校のほうはプラス

指導課長

16ということで、かなり乖離している。ということを見ると、いじめと不登校の相関関係はほとんど見られないと見てよろしいのでしょうか。

直接の結びつきというのは、ある場合もあれば、ない場合もありますので、ここは微妙なところだというふうに捉えていただいたほうが良いと思います。完全に、ないと言えないような状況でもあります。やはり不安定な状況の子は、例えば学校に来て、寂しさゆえにちょっかいを出してしまったり冷やかしからかいをしたりしてしまう。そういった子は、家庭的に満足がいていない部分と因果関係が全くないわけではなく、むしろ何か家庭で落ち着かない状況があったときには、必ずそういったいじめのようなものが起きてしまうということは考えられますので、全くないということはありません。といっても必ずしもいじめに関わった子が皆不登校になってしまうのか、率は高いのかというと、そういうことでもないです。

その関係については、こうやって並べて報告させていただきますが、やはりそれはつながらないような努力をしていくと。そういった意味で、解消期間を3か月設けて、数を追っているという状況でございますので、学校のほうは、それが不登校につながらないように配慮しながら進めているところというところでございます。

金丸教育長職務代理人

ありがとうございます。

ほかには何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

金丸教育長職務代理人

それでは、この件につきましては、ここで終了とさせていただきます。

◎日程第2 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(11月5日号)掲載事項

金丸教育長職務代理人

では、続きまして、日程の第2、その他に入ります。

教育委員会行事の予定と、それから広報千代田の11月5日号の掲載事項について、子ども総務課長よりご説明をお願いします。

子ども総務課長

教育委員会行事予定表のほうをご用意ください。こちら、教育委員会の定例会と指導課訪問が落とし込まれているところでございますが、11月からは多少行事が増えてございますので、ご案内いたします。

まず、11月11日ですね。薬物乱用防止教室が九段中等教育学校で、保幼小合同研修会が富士見小学校でございます。また、その週の14日から九段中等教育学校のほうで願書の配布が開始いたします。配付会がございます。

裏面にお移りいただきまして、11月27日、和泉小学校の研究発表会がございます。こちら、密にならないような対策を講じての発表会となっております。そのほかは定例のものでございますので、説明のほうは割愛させていただきます。

引き続きまして、子ども総務課のほうで、広報千代田11月5日号の広報原稿一覧のほうをご覧ください。

まず、子ども支援課のほうから、保育園・こども園・幼保一体施設の入園児の募集について、また同じく支援課から、年末保育西神田保育園の実施についてがございます。また、子育て推進課のほうからは、子育て世帯への臨時特別給付金の受付期限のご案内です。こちらは公務員向けのご案内でございまして、受付期限のほうは11月30日月曜日となっております。そのほかは、児童・家庭支援センターから、プログラムや、子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会などのご案内、クリスマスコンサートウィークのご案内等がございます。あとは文化振興課、生涯学習・スポーツ課などから様々な大会等のご案内でございます。

説明は以上です。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、何かご質問等がございましたら。

中川委員。

中川委員

これはこちらで分かることではないかもしれませんが、いろいろ行事が大分増えてきましたけれど、それに対して、例えば内幸町ホールなどで開催するときに、人数制限80%にするということは、それぞれどこで判断しているのか分かるかと思っただけですけれど。

子ども総務課長

区のほうで感染予防のガイドラインというのを定めておりまして、それに準拠した形での開催となっていて、例えば入り口に消毒液が置いてあったりですとか、体調不良の方はお控えいただくであるとか、また名簿を記載していただいて、来た方がどういった方だったかというのが分かって、例えばそこで感染者が発生したらご案内ができるような手だてを一応取っているというところでございます。

あと、内幸町ホールなどは、定員の70%以内での開催にしたりというようなところで、そのときの感染状況で若干収容数が増えたり下がったりというふうなところで、工夫しているところでございます。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

よろしいですか。

中川委員

もう一言言わせていただくと、10月24日のちよだジュニア文学賞授賞式にしても、すごく空席が目立って、もったいなかったという気がするのですが、実際の設定数というのは、いろいろ難しいことではあるのですが、なるべく皆さんが接する機会というのを増やしていただければいいとは、希望していますけれど。

子ども総務課長

おっしゃるとおり、なかなか、社会活動が制約されている中で、いろいろな方とつながりを持つということは大切なこととなってまいります。区のほうでも工夫しながらというところではありますが、ご案内できるものはご案内しというところで、感染予防に気をつけながら取り組んでまいりたいと考えます。

金丸教育長職務代理者 ありがとうございます。
ほかには。
1点だけ、ちょっと私のほうから。四番町図書館のおはなし会というのがありましたね。このおはなし会というのは子ども相手のものですか。だとすると、先ほどの文化振興課長からのお話にあった、50%という制限がここにはかかっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

子ども総務課長 はい。子ども向けのおはなし会というところであるかというふうに、この資料から見ると推察されます。そうなりますと、先ほどの資料のとおり、子ども向けイベントは50%以内となっておりますので、そこに準拠しているというふうに考えます。

金丸教育長職務代理者 ありがとうございます。
ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。
(なし)

金丸教育長職務代理者 それでは、その他もこれで終わりになりますが、教育委員さんのほうから何かご提案等がございましたら。よろしいでしょうか。

長崎委員 では、1つ。
金丸教育長職務代理者 長崎委員。
長崎委員 はい。今後、1人1台体制が11月になったらというので聞いているのですが、児童生徒は1人1台になると思うのですけれども、教員に関しては何か、1人1台というか、決まりがあるのでしょうか。

金丸教育長職務代理者 どうぞ。
指導課長 現在、学校には1人1台で、備付けでノートパソコンが置いてあるという状態です。来年度に向けては、現在、リプレースといたしまして、回線の仕組みであるとか1人1台体制ともまたリンクするような、成績処理等を可能にしたような構築を今現在行っているところです。それが全て、教員の先生方は来年変わるという形になります。

長崎委員 はい。
すみません、もう1つ。1人1台になって、例えば学年が上がったときに、その今まで使っていたタブレットをそのまま、学年が上がってもどんどん使い続けていけるものなのでしょうか。

指導課長 はい。基本、その校舎の中で回っていくというか、6年生が卒業するときには置いていく。それを1年生が使用する。足りなかったら補充していくという形ですので、基本的には持ち上がっていく仕組みで想定しているところです。

長崎委員 はい。ありがとうございます。
金丸教育長職務代理者 その点について、もう1点だけ。機械ですから、古くなるということがありますよね。大体どのぐらいで入替えを考えていらっしゃるのでしょうか。

指導課長 一応期間としては、リースは3年、リプレースは5年で考えているところです。そのため、子どもたちの機器は3年で変わります。これだけ進化が速いので、かなり、だんだん3年たっても、3年後には若干古くはなってくる

と思うのですが、現状を考えて、パソコンの性能であれば、3年間は十分使えるだろうというような想定でいますので、そのように運用してまいります。

金丸教育長職務代理者

ありがとうございます。

ほかには何かございますか。

中川委員

3年ということは、機器自体ということでしょうか。

金丸教育長職務代理者

機器が新しいものと交換されるのです、3年で。

中川委員

3年で。そうすると、1年で持っていた子は、3年たったら違う機械に。

指導課長

はい。結局、IDやパスワードでそこに入り込めば、その中に、パソコンの機械の中に残っていなくても、児童のデータにはつながっていくというような仕組みになっていますので、その辺りはかなり進歩してきているというふうなところでは。

金丸教育長職務代理者

はい。

ほかにはございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

金丸教育長職務代理者

それでは、本日の定例会はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。